

○勝浦町差別をなくし、人権を擁護する条例

(平成6年7月18日)
(条例第11号)

改正 平成12年12月27日 条例第51号
平成14年3月29日 条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、差別をなくし、人権を擁護するための町民の責務、町の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「差別」とは、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害をいう。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、第1条の目的を実現するよう努めるものとする。

(町の施策)

第4条 町は、差別をなくし、人権を擁護するために必要な教育・啓発活動及び生活環境の改善等社会福祉の増進に関する施策の推進を図るものとする。

(調査等)

第5条 町は、差別をなくし、人権を擁護するため、必要に応じ調査を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(審議会)

第6条 町は、第4条に規定する施策の推進についての重要事項を審議するため、人権擁護審議会を置く。

2 人権擁護審議会の組織及び運営については、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の改廃についての審議)

第8類 厚生 (勝浦町差別をなくし、人権を擁護する条例)

2 人権擁護審議会は、この条例の施行の日から起算して、6年を経過した時点において、この条例の改廃について審議し、その結果について、町長に建議するものとする。

(見直し)

3 この条例は、「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の法期限にあわせて、人権擁護審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

附 則 (平成12年12月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第7号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。